

オーストラリアレポート

王立委員会は豪金融業界の不正調査の最終報告を公表

- 豪州金融業界の不正行為を調査する王立委員会は2月4日に最終報告を公表。報告には76項目の勧告が含まれる。
- 調査期間中の豪州銀行株は軟調に推移。大手金融機関への過度な規制を求めなかった最終報告に市場は安堵。
- 王立委員会の勧告による大手金融機関への影響は限定的に。個別行レベルでは今後の刑事訴訟の可能性に注意。
- 王立委員会の勧告を実際の政策に反映させるのは次期政権。当面は総選挙に向けた与野党の政策論争が焦点に。

金融市場は王立委員会の最終報告に安堵

豪州の金融機関の不正行為を調査するため、2017年12月に設立された王立委員会は、2019年2月4日に76項目の勧告を含む最終報告を公表しました。

王立委員会では銀行貸出や投資助言、年金、保険など様々な分野に関する公聴会が実施され、金融機関による多くの不正行為が明るみに出たことから、調査期間中の豪州銀行株は軟調な推移が続きました(図1)。

しかし、公表された最終報告には大手金融機関への過度な規制を求める勧告が盛り込まれなかったことから、市場に安堵感が広がり、2月5日の豪州銀行株は前日比+5.5%の大幅な上昇となりました。

最終報告による銀行事業への影響は限定的

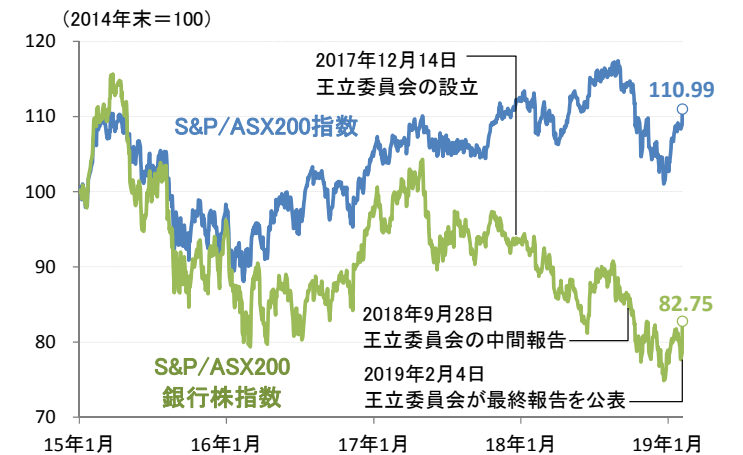
王立委員会の最終報告の主なポイントは図2に示す通りです。四大銀行を始めとする大手金融機関にとっては、垂直統合モデルが容認されたこと(①)や住宅ローン審査の一段の厳格化が回避されたこと(②)などから、王立委員会の勧告による本業の銀行事業への影響は限定的に留まるとみられています。

ただし、故人へのサービス料請求問題などに関して、今後、個別行レベルでは金融当局からの刑事訴訟に発展する可能性は残されている模様です。王立委員会の最終報告を受けて、豪州政府の金融規制がどのように進展するかを注意深く見守る必要があると考えられます。

総選挙に向けた与野党の政策論争が次の焦点に

また、王立委員会の勧告を議会での法案審議を含めて実際の政策に反映させるのは、2019年5月の総選挙で誕生する次期政権です。総選挙に向けて、王立委員会の勧告を受けた与野党の政策論争が次の焦点となりそうです。

図1：豪州の銀行株の推移



(出所) ブルームバーグ (期間) 2015年1月1日~2019年2月5日 (日次)

図2：王立委員会の最終報告の主なポイント

- ① 勧告では大手金融機関の垂直統合モデル(金融商品の開発・販売・助言をグループ内で一手に担う事業体制)への規制は求めず(=金融機関の事業分割を回避)。
- ② 金融機関が既に採ってきた改善策を考慮して、住宅ローン審査の一段の厳格化を求める勧告は行わず(=金融機関のコスト増加と貸し渋りの深刻化リスクを回避)。
- ③ 勧告では金融機関への刑事責任は問わず。ただし、故人へのサービス料請求問題等で、今後、個別行レベルでは金融当局からの刑事訴訟に直面する可能性は残る。
- ④ 住宅ローン仲介業者への手数料は、貸し手(金融機関)ではなく、借り手の個人に負担を求める。金融機関が仲介業者に支払っている手数料報酬は段階的に廃止。
- ⑤ 金融監督庁(APRA)の監視のもと、金融機関は経営幹部や従業員の妥当な報酬管理体系を策定すべき。
- ⑥ 中小企業向け貸出には、個人向け貸出と同等の厳格な融資手続きは適用せず。

(出所) 王立委員会、各種報道

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、レグ・メイソン・アセット・マネジメントの情報を基に、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>